

令和 6 年度地域包括支援センター事業評価の実施について

1 経過

平成 27 年 4 月の介護保険法改正により、地域包括支援センターの機能強化を目的とした事業評価が努力義務となる。加えて、平成 30 年 4 月の介護保険法改正により、地域包括支援センターの事業評価が義務規定となった。

大田区では、平成 27 年度より区の評価指標を用いて地域包括支援センター事業評価を実施してきた。令和 3 年度からは、国指標は随時改訂がなされること、区と包括それぞれに評価指標があり、評価する・評価を受ける側双方の透明性・関係性を高めた上での評価が可能となること等を理由に、国が示す評価指標（以下、「国指標」という。）を活用することとした。

上記評価手法の変更内容について、令和 2 年度第 2 回運営協議会にて協議し、国指標および区の指標の双方を用いて事業評価を行っていくことでも了承を得た。よって、令和 3 年度以降の地域包括支援センターの事業評価にあたっては、以下の評価手法および評価指標にて実施している。

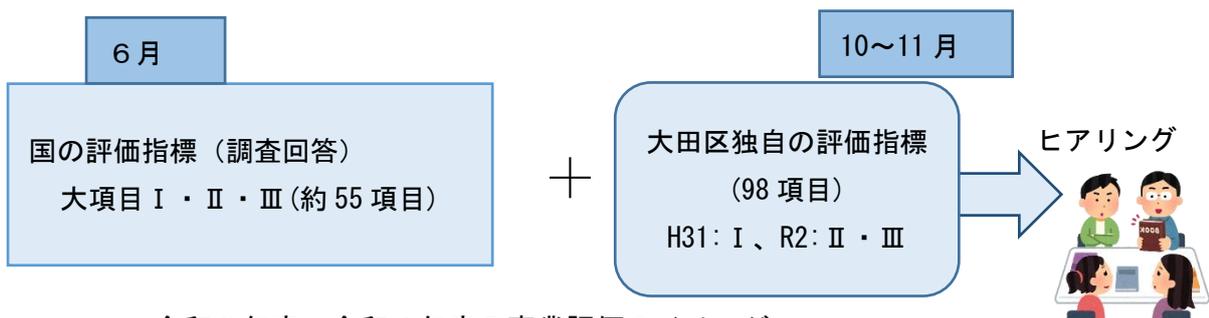
なお、国の評価項目は大項目Ⅰ～Ⅲと多いことから例年 2 か年に分けて実施しており、令和 3 年度は、国の評価指標大項目Ⅱを実施したので、令和 4 年度は大項目ⅠとⅢを実施した。

また、上記に加え令和 4 年度は、第三者の視点を取り入れる目的で、地域包括支援センターに対する利用者、民生委員児童委員、介護支援専門員のアンケートも実施した。

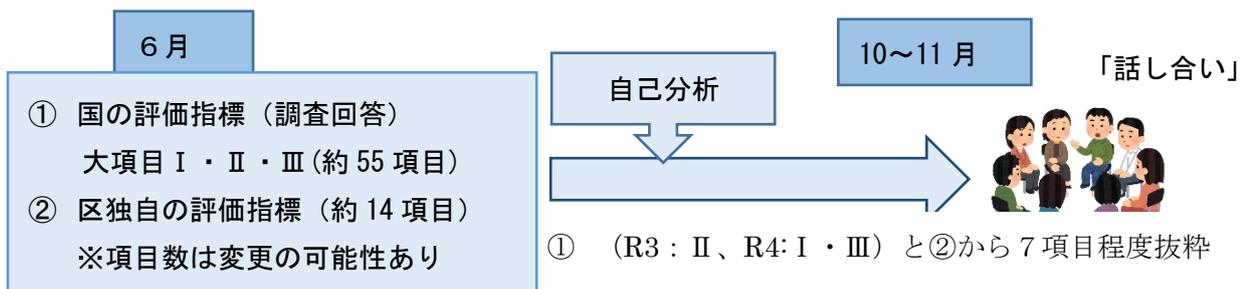
令和 5 年度は、国の評価指標の確認項目と区の確認項目を用いて書面での評価を実施した。

令和 6 年度についても、国の評価指標の確認項目と区の確認項目を用いて書面での評価を実施する。

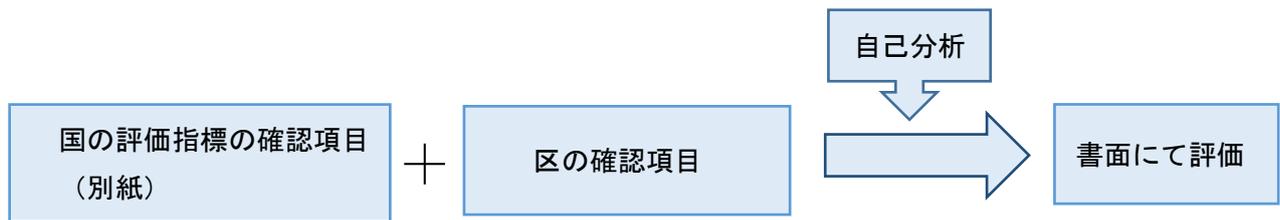
《令和 2 年度までの事業評価のイメージ》



《令和 3 年度・令和 4 年度の事業評価のイメージ》



《令和5・6年度の事業評価のイメージ》



2 評価手法

評価の実施にあたって、各センターで自己評価を行う。それぞれの自己評価をもとに、区が書面にて事業評価を実施していく。

3 確認項目（「書面」にて取組状況等を確認する項目）

令和6年度の「地域包括支援センターの事業評価」については、下記の4つの項目で実施する。

- ① 国の評価指標の確認項目（別紙）
- ② 令和5年度の評価結果内の区コメントに対する取組状況
- ③ 各包括が力を入れている取り組み・強みや課題等
- ④ 人材確保や人材育成の取組